

審議会の今後のスケジュール等について

1 審議会の法令上の根拠

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

第6章 廃棄物減量等推進審議会

（審議会の設置）

第31条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第33条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

〇いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

第6章 廃棄物減量等推進審議会

（会長及び副会長）

第30条 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（関係者の出席）

第33条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第34条 審議会の庶務は、生活環境部ごみ減量推進課で処理する。

（委任）

第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 これまでの審議内容

当審議会は、平成5年に任期2年で設置され、これまでに11期を重ねております。

第11期の任期では、現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、現行計画）に位置付けた数値目標の進行管理や、ごみの減量等を図る具体的施策の検討を行ってきました。

また、現行計画が策定から5年が経過することや、東日本大震災発災による社会環境の変化があったことから、震災後の状況を踏まえた数値目標や各施策の見直しの検討など、平成27年度を目途とした計画改定に向け、審議を行いました。

【第11期任期：平成25年11月1日～平成27年10月31日】

No.	年月日	内容
1	H26. 3. 27	<p>◇ 委嘱状交付式（第11期）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込みについて（報告） 平成26年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）について 審議会の今後のスケジュールについて 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理状況について（報告）
2	H26. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績について（報告） 現行計画の数値目標の達成状況について ごみ処理に係る市民・事業者アンケート結果について 平成27年度を目途とした現行計画改定の基本的な方向性について 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理について（報告）
3	H27. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込みについて（報告） 平成27年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）について 現行計画における施策等の実績点検について 東日本大震災に伴う災害廃棄物等の処理完了について（報告）
4	H27. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績について（報告） 現行計画の数値目標の達成状況について 現行計画改定に係る数値目標等の設定について 現行計画改定に係るスケジュール等について
5	H27. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画一部改定版（素案）について 平成26年度（平成25年度実績）環境省一般廃棄物処理実態調査結果について

3 今後の審議予定

第12期の任期では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画一部改定版（以下、改定後計画）に位置付けた数値目標の進行管理、原発避難者の帰還など今後の状況変化を踏まえた施設のあり方や更なるごみ減量を図るための具体的施策の検討を中心とした議論を行う予定です。

【第12期任期：平成27年11月1日～平成29年10月31日】

No.	時期	内容
1	H28. 2. 22	◇第12期委員委嘱状交付式 ・改定後計画（素案）に係るパブリックコメントの結果等について ・平成27年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込み ・平成28年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案） ・審議会の今後のスケジュール
2	H28年度 第1四半期頃	・平成27年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画実績確定版 ・市のごみ処理施設の現状と今後について
3	H28年度 第3四半期頃	・平成26年度（平成25年度実績）環境省一般廃棄物処理実態調査結果について ・調査結果を踏まえた具体的施策の検討
4	H28年度 第4四半期頃	・平成28年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込み ・平成29年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）
5	H29年度 第2四半期頃	・平成28年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画実績確定版 ・改定後計画に数値目標の達成状況等
6	H29年度 第3四半期頃	・改定後計画の数値目標達成に向けた具体的施策の点検と検討
7	H29年度 第4四半期頃	◇第13期委員委嘱状交付式 ・平成29年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込み ・平成30年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）

※時期や内容については、現時点での（案）であり、各施策の進捗やごみ排出状況などにより、変更となる場合があります。